

委託費の弾力運用について（概要）

- 「経理等通知」で定められた要件を満たせば、弾力的に委託費を運用することができます。
- 要件は3つあり、1つ目の要件を満たすと2つ目の要件に移ることができますので、この資料では第1段階、第2段階、第3段階という名称で記載しています。
- 「経理等通知」には「要件1～3」「第1～3段階」という表現はされていませんのでご注意ください。
- また、この資料では「経理等通知」の原文そのままで表記していませんので、必ず対応する「経理等通知」も合わせてご確認ください。

★【金額の範囲】を超えて充当した場合は「収支計算分析表」の提出が必要。

☆各積立資産を目的外に使用する場合は「事前協議」が必要。

弾力運用に係る要件

要件1

- 次の①～⑦を全て満たすこと ※経理等通知1(2)
 - ①施設基準の順守
 - ②職員配置事項の順守
 - ③人件費に係る運用が適正
 - ④適切な給食・調理内容・日常生活の諸経費の確保
 - ⑤児童処遇が適切
 - ⑥役職員の資質向上
 - ⑦保育所以外の事業含め運営が適正

要件2

- 【要件1】を満たすこと
- 次の①～⑨のいずれかの事業を実施していること ※経理等通知1(4),別表1
 - ①延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの
 - ②一時預かり事業
 - ③乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
 - ④地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの
 - ⑤集団保育が可能で日々通所で、かつ、特別児童扶養手当の支給対象障がい児の受入れ
 - ⑥家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
 - ⑦休日保育加算の対象事業
 - ⑧病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
 - ⑨乳児等通園支援事業

要件3

- 【要件1】【要件2】を満たすこと
- 次の保育サービスの質の向上に関する要件を全てを満たすこと ※経理等通知1(5)
 - ①各会計基準による計算書等を保育所に備え付け、閲覧に供すること
 - ②毎年度、次のア又はイが実施されていること
 - ア第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めていること
 - イ苦情解決の仕組みの周知がされており、第三者委員会を設置し、苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行っていること
 - ③キャリアパス要件及び処遇改善等加算区分2「賃金改善要件」のいずれも満たしていること

運用できる内容

- 人件費、管理費、事業費の各区分間で流用が可能 ※経理等通知1(2)
- 次の積立資産に積立が可能 ※経理等通知1(3)・・・☆
 - ①人件費積立資産
 - ②修繕積立資産
 - ③備品等購入積立資産

- 第1段階の①～③に加え④にも積立が可能 ※経理等通知1(4)・・・☆
 - ①人件費積立資産
 - ②修繕積立資産
 - ③備品等購入積立資産
 - ④保育所施設・設備整備積立資産(土地取得を含まない)
- 以下の条件で充当可能 ※経理等通知1(4),別表2
 - 【金額の範囲】委託費のうち処遇改善等加算区分1「基礎分」の範囲内・・・★
 - 【対象事業・施設】同一法人が設置する保育所等
 - 【充当可能な経費】
 - ①保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境改善等に要する経費（土地取得は含まない）
 - ②保育所等の土地又は建物の賃借料
 - ③①②に係る借入金（利息含む）の償還又は積立支出
 - ④保育所等を経営する事業に係る租税公課

- 以下の条件で充当可能 ※経理等通知1(5)

【金額の範囲】委託費のうち処遇改善等加算区分1「基礎分」の範囲内・・・★	
【対象事業・施設】同一の設置者が運営する子育て支援事業	【対象事業・施設】同一の設置者が運営する社会福祉施設等
【充当可能な経費】※経理等通知 別表3 ①子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境改善、土地取得に要する経費 ②①に係る借入金（利息含む）の償還又は積立支出	【充当可能な経費】※経理等通知 別表4 ①社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境改善、土地取得に要する経費 ②社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料 ③①②に係る借入金（利息含む）の償還又は積立支出 ④社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

- 【金額の範囲】委託費3か月分（委託費年額の4分の1）の範囲内・・・★

【対象事業・施設】同一の設置者が運営する保育所等	【対象事業・施設】同一の設置者が運営する子育て支援事業
【充当可能な経費】※経理等通知 別表5 ①保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境改善、土地取得に要する経費 ②保育所等の土地又は建物の賃借料 ③①②に係る借入金（利息含む）の償還又は積立支出 ④保育所等を経営する事業に係る租税公課	【充当可能な経費】※経理等通知 別表3 ①子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境改善、土地取得に要する経費 ②①に係る借入金（利息含む）の償還又は積立支出

 - 次の積立資産に積立が可能 ※経理等通知1(6)・・・☆
 - ①人件費積立資産
 - ②保育所施設・設備整備積立資産(土地取得を含む)

※新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、概ね1年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、第2・3段階に関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取扱いが認められる。【取扱い通知】4参照。
※委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度に限って認められる。なお、同一法人内における上記区分以外への貸付は一切認められない。【経理等通知】4（2）参照。